

## 各種相談

### 年金相談

7月8日 9時30分～12時、13時～15時30分  
美祢市民会館  
予約先 宇部年金事務所 ☎0836(33)7111

### 農業問題相談

7月15日 10時～12時 農業委員会事務局  
予約先 農業委員会事務局 ☎0837(52)5241  
※開催日の1週間前までに予約が必要です。

### 行政相談

7月1日 13時30分～16時 赤郷公民館  
7月15日 10時～12時 美祢市民会館

### 心配ごと相談 毎週水曜日 13時30分～16時30分(受付16時まで)

7月1日 伊佐公民館、赤郷公民館  
7月8日 美祢市社会福祉協議会、  
秋芳地域福祉センター  
7月15日 美祢市社会福祉協議会、  
美東地域福祉センター  
7月22日 美祢市社会福祉協議会、別府公民館  
7月29日 美祢市社会福祉協議会

### 職業相談

7月8日 10時～11時 美祢市美東センター  
12時30分～16時 サンワーク美祢  
7月22日 10時～11時 嘉万公民館  
12時30分～16時 サンワーク美祢  
問合せ先 宇部公共職業安定所 ☎0836(31)0164

### 人権相談

7月1日 13時30分～16時 赤郷公民館  
7月8日 13時30分～16時30分 秋芳地域福祉センター  
7月15日 10時～15時 美祢市民会館  
13時30分～16時 美東地域福祉センター  
7月22日 13時30分～16時30分 別府公民館

### 司法書士による無料法律相談会

7月2日 13時～15時 美祢市役所  
※8月6日 13時～15時 秋芳総合支所  
(※7月30日 予約開始)

### 弁護士による無料法律相談

7月16日 13時30分～15時20分 美祢市役所  
(7月9日 予約開始)  
予約電話 市民相談室 ☎0837(52)5230

## 7月の日曜休日当番医

美祢市医師会	診療時間	9時～17時	美祢郡医師会	診療時間	9時～17時
5日 原田外科医院	大嶺町前川通	☎0837(52)0756	5日 美東病院	美東町大田	☎08396(2)0515
12日 中元医院	伊佐町稻荷町	☎0837(53)0323	12日 あきよし竹尾クリニック	秋芳町秋吉	☎0837(63)0088
19日 白井クリニック	於福町金山2区	☎0837(56)1122	19日 美東病院	美東町大田	☎08396(2)0515
20日 藤村内科クリニック	大嶺町前川通	☎0837(54)1420	20日 さかい内科クリニック	秋芳町秋吉	☎0837(62)1200
26日 三澤医院	西厚保町大村	☎0837(58)0011	26日 美東病院	美東町大田	☎08396(2)0515

## 保健だより

### 健康相談

7月9日 9時30分～11時  
別府公民館

### 育児相談

7月8日 13時30分～15時  
美祢市保健センター  
7月14日 9時30分～11時30分  
秋芳保健センター  
7月30日 9時30分～11時30分  
美東保健福祉センター

### 1歳6か月児健康診査

7月1日 13時～13時30分  
美祢市保健センター

### 3歳児健康診査

7月23日 12時30分～13時15分  
美祢市保健センター

### 健診結果説明会

7月17日 13時30分～15時  
美東保健福祉センター  
7月24日 13時30分～15時  
美祢市保健センター

### 育児学級【前期】

①7月2日 13時30分～16時  
②7月9日 13時30分～16時  
美祢市保健センター

### 育児学級【後期】

①7月10日 10時～11時30分  
②7月16日 10時～11時30分  
美祢市保健センター

## 国民健康保険限度額認定証の更新手続きについて

現在お持ちの「国民健康保険限度額適用認定証」及び「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下いずれも「限度額認定証」）の有効期限は、7月31日迄までとなっており、更新が必要になります。

8月1日付以降有効の限度額認定証の更新手続きは、7月16日付から受付を開始しますので、国民健康保険被保険者証（保険証）・現在お持ちの限度額

認定証・印鑑をご持参のうえ、8月28日迄までに更新の手続きを行ってください。

なお、適用区分（ア・イ・ウ・エ・オ）は、平成26年中の世帯の所得によって改めて判定しますので、これまでの限度額が変更になる場合があります。

※新規で限度額認定証が必要な人は随時受け付けています。保険証と印鑑をご持参のうえ、手続きをしてください。

問合せ先 市民課 ☎0837(52)5231

## 後期高齢者医療制度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」に関するお知らせ

後期高齢者医療制度の被保険者で、住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（減額認定証）の交付を受けることができます。

この減額認定証を医療機関に提示することで、窓口負担や入院時の食事代・居住費が減額されます。

減額認定証の交付を受けるには申請が必要です。申請は随時受け付けておりますので、後期高齢者医療制度の保険証をご持参のうえ、手続きしてください。

なお、過去1年間の入院日数が91日（「区分Ⅱ」の減額認定証の交付を受けていた期間に限ります）以上の場合、入院時の食事代がさらに減額となります。再度、申請が必要となりますので、その際は病院の領収書など入院日数のわかる書類をご持参ください。

### [申請に必要なもの]

- ①後期高齢者医療制度の被保険者証
- ②病院の領収書など入院日数が分かる書類（「区分Ⅱ」の減額認定証の交付を受けており、過去1年間の入院日数が91日以上の人のみ）

### [申請場所]

- ・市民課保険年金係
- ・各総合支所総合窓口課
- ・各出張所

## ◇現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証更新」をお持ちの人へ

現在交付されている減額認定証の有効期限は、7月31日迄となっています。

現在、減額認定証をお持ちで8月以降の認定区分が「区分Ⅰ」（※1）又は「区分Ⅱ」（※2）に該当する人には、7月31日迄までに新しい減額認定証を郵送します。

お手元に届きましたら、8月1日付以降、医療機関へご提示ください。

なお、現在お持ちの減額認定証は8月1日付以降使用できませんので、各自で処分してください（返却の必要はありません）。

※1 区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（年金収入は控除額を80万円として計算します）又は老齢福祉年金受給者

※2 区分Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税（区分Ⅰに該当する人を除く）

問合せ先 市民課 ☎0837(52)5231  
山口県後期高齢者医療広域連合 ☎083(921)7111